

豊胸用組成物事件大合議判決について

(知財高大判令和7年3月19日裁判所ホームページ知的財産裁判例集)
(令和5年(ネ)第10040号損害賠償請求控訴事件)

知的財産権法研究会
弁護士 中山 良平

第1 はじめに

本件は、発明の名称を「皮下組織及び皮下脂肪組織増加促進用組成物」とする発明（以下「本件発明」という）にかかる特許権（特許番号第5186050号、以下「本件特許権」という）の特許権者である株式会社東海医科（1審原告、控訴人）が、美容クリニックを経営するY医師（1審被告、被控訴人）に対し、同人がクリニックにおいて「3WAY血液豊胸」との名称で豊胸術を行う際に製造、投与している薬剤が、本件発明の技術的範囲に属するとして損害賠償請求等をした事案である。

豊胸の歴史は比較的古く、1950年代ころにさかのぼると言われており、現在では多くの豊胸術が行われている^{1、2}。大きく分けると、シリコンバッグ挿入法、脂肪注入法、シリコンバッグと脂肪注入のハイブリッド法、ヒアルロン酸注入法、そして再生医療系の薬剤注入法などがある^{3、4}。シリコンバッグ挿入法には異物感があることや破損のリスクがあること、脂肪注入法には定着率に個人差があることやしこりが残る可能性があること、ヒアルロン酸注入法には吸収されてしまいやすく繰り返し施術する必要があることなどのデメリットがそれぞれあるとされており、これらのデメリットを乗り越えるべく、様々な方法が開発されてきた。

たとえば、シリコンバッグ挿入法により医師が豊胸術を施術する場合、仮に挿入するシリコンバッグに特許技術が使われていたとしても、医師が当該シリコンバッグを適切な方法で入手したのであれば、施術する医師は特許権侵害のリスクを負わない。

しかしながら、本件発明は、後述のとおり、被施術者から採取した血液を利用して、その他の薬剤と混合することによりできる薬剤（組成物）であり、そこには採血などの医療行為が介在す

- 1 一般社団法人日本美容外科学会「乳房増大術（豊胸術）」(<https://www.jsaps.com/surgery/breast.html>)
- 2 共立美容外科「豊胸手術のバッグの種類や歴史を美容外科医が解説」(https://www.kyoritsu-biyo.com/column/bust/bag_variety/)
- 3 ナグモクリニック「ナグモクリニックの豊胸術」(<https://www.nagumo.or.jp/biyou/compare>)
- 4 ビューティークリニック Vogue「豊胸手術の種類とは？」(<https://slbc-vogue.jp/breast-augmentation-surgery-type/>)

るため、特に大きな争いとなったものといえる。

第2 事案の概要と裁判所の判断

1 事案の概要

(1) 本件発明の概要

本件発明は、上述のとおり、発明の名称を「皮下組織及び皮下脂肪組織増加促進用組成物」とする発明である。このうち、本件で問題となった特許請求の範囲は、請求項4記載の発明のうち請求項1記載の発明を引用する発明である。

請求項4 豊胸のために使用する請求項1～3のいずれかに記載の皮下組織増加用組成物からなることを特徴とする豊胸用組成物。

請求項1 自己由来の血漿、塩基性線維芽細胞増殖因子（b-FGF）及び脂肪乳剤を含有してなることを特徴とする皮下組織増加促進用組成物。

つまり、①自己由来の血漿、②塩基性線維芽細胞増殖因子（b-FGF）、③脂肪乳剤の3つの成分を含有する豊胸用組成物と分節できる。

(2) 紛争に至る経緯

控訴人は、美容外科医Aが登録を受けた本件特許権を、平成26年11月12日に同人から移転登録を受けた。

被控訴人は、令和元年6月10日に美容クリニックを設立し、その後「3WAY血液豊胸」という名称の豊胸術につき研究、実験、試験的施術を踏まえ、令和2年11月からクリニックにおいて施術を開始した（モニターへの施術は令和2年5月頃から実施）。同豊胸術の施術に当たっては、本件特許権を侵害しないかどうかにつき、令和2年2月27日付で弁理士より見解書を受け取っており、同見解書には、本件特許に無効理由があることや医療行為に該当する実施態様には特許権の効力が及ばないから本件特許権を侵害しないことなどが記載されていた。

時系列については以下の表のとおり。

日付・期間	出来事
H25.1.25（2013.1.25）	本件特許登録（発明者＝特許権者＝A〔美容外科医・個人〕）
H26.11.12（2014.11.12）	本件特許権の移転登録（A→控訴人）
R1.6.10（2019.6.10）	控訴人によるクリニック開設
R2.2.27（2020.2.27）	弁理士から本件特許に関する見解書を受領
～R2.5（～2020.5）	血液豊胸手術のための研究・試験管内実験・知人等への試験的施術
～R2.11（～2020.11）	モニターに対する血液豊胸施術（薬剤投与を含む）
R2.11～（2020.11～）	通常の施術開始
R3.7.26～R5.1.9（2021.7.26～2023.1.9）	特許料不納付により、本件特許権の効力が本件発明の実施行為に及ばない期間